

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
41	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
42	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第41号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表中「私事欠勤」を「私事欠勤等」に、「9日」を「8日」に

改め、「又は8日」を削り、

「

100分の70
100分の50
100分の30
100分の10
100分の5
1回につき100分の20
1回につき100分の15
1回につき100分の10

」

を

「

100分の80
100分の60
100分の40
100分の20
100分の10
1回につき100分の50

に改める。

1回につき100分の35
1回につき100分の20

別表第2の(2)の表中「私事欠勤」を「私事欠勤等」に、

100分の20	を	100分の30	に改める。
100分の10		100分の20	

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第42号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2の(1)の表中「私事欠勤」を「私事欠勤等」に、「9日」を「8日」に

改め、「又は8日」を削り、

100分の70
100分の50
100分の30
100分の10
100分の5
1回につき100分の20
1回につき100分の15
1回につき100分の10

を

100分の80
100分の60
100分の40
100分の20
100分の10
1回につき100分の50

に改める。

1回につき100分の35
1回につき100分の20

別表第2の(2)の表中「私事欠勤」を「私事欠勤等」に、

100分の20	を	100分の30	に改める。
100分の10		100分の20	

附 則

この規則は、令和7年12月2日から施行する。